

第3章 第四次入間市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

3-1 目標

3-2 結果・解説

3-3 温室効果ガスの削減方針

第3章 第四次入間市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

3-1 目標

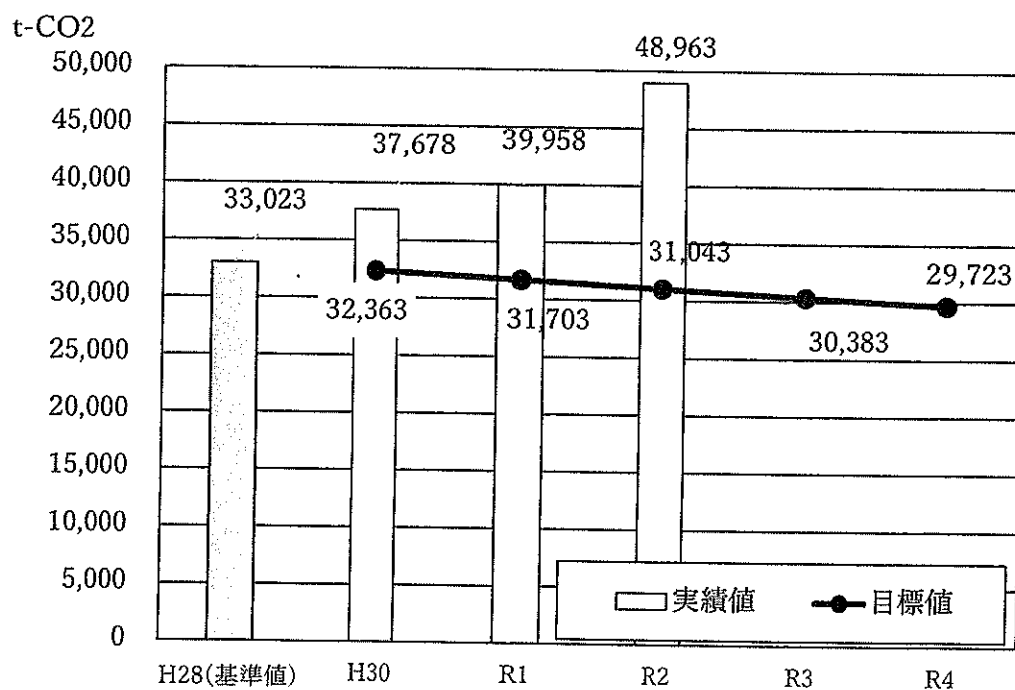
本市では、平成30年度から「第四次入間市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を実施しており、対象となる入間市の本庁舎及び庁外施設で行う全ての事務及び事業（一般廃棄物の焼却を含む）に対し、平成28（2016）年度を基準に平成30（2018）年度から令和4（2022）年度までに累計で9,990[t-CO₂]の温室効果ガスを削減することを目標としています。

3-2 結果・解説

（1）温室効果ガスの総排出量について

令和2年度における本計画の対象となる温室効果ガス排出量（図1）をみると、48,963 t-CO₂となっており、基準年度と比べてCO₂換算で15,940 t-CO₂（48%）の増加となっています。

図1 各年度温室効果ガス総排出量（二酸化炭素換算）



年度ごとの目標値と実績値は表 2 のとおりです。

表 2 温室効果ガスの削減状況

		温室効果ガス排出量(二酸化炭素換算[t-CO ₂])					
		平成 28 年度 (基準年)	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
排出量	目標値		32,363	31,703	31,043	30,383	29,723
	実績値	33,023	37,678	39,958	48,963		
削減量	目標値		660	1,320	1,980	2,640	3,300
	実績値		△4,655	△6,935	△15,940		
削減量累積	目標値		660	1,980	3,960	6,600	9,900
	実績値		△4,655	△11,590	△27,530		

※削減量の△は増加を示す

温室効果ガスの種類別排出量は、基準年と比較すると、令和 2 年度は、二酸化炭素が 49.4%、一酸化二窒素が 1.6%増加しました。

それぞれの温室効果ガスの種類で比較すると、二酸化炭素の排出がその他のガスよりも大きいことがわかります。(表 3)

表 3 温室効果ガスの種類別排出量 (二酸化炭素換算)

温室効果 ガスの種類	温室効果ガス排出量(二酸化炭素換算[t-CO ₂])					
	平成 28 年度 (基準年)	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
二酸化炭素 (CO ₂)	32,204	36,854	39,140	48,136		
メタン(CH ₄)	176	176	174	173		
一酸化二窒素 (N ₂ O)	641	646	642	652		
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	2	2	3	2		
計	33,023	37,678	39,958	48,963		

※小数点以下四捨五入のため、合計が必ずしも一致しません。

(2) 項目別温室効果ガス排出量

温室効果ガス排出量の項目別（①施設、②自動車、③その他）排出量は、表4のとおりです。

表4 項目別温室効果ガス排出量

		温室効果ガス排出量(二酸化炭素換算[t-CO ₂])					
		平成28年度 (基準年)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
①	施設	13,792	13,571	12,933	12,000		
②	自動車	143	152	139	112		
③ その他	廃棄物	18,933	23,803	26,735	36,703		
	浄化槽	154	153	150	148		
計		33,023	37,678	39,958	48,963		

※小数点以下四捨五入のため、合計が必ずしも一致しません。

① 施設

施設でのエネルギー使用に伴う温室効果ガス排出量は、基準年度に比べ12.9%減少しております。電気使用量の減少によるもので、各施設で、省エネに努めた効果と考えられます。

表5 施設のエネルギー使用量と温室効果ガス排出量

		平成28年度 (基準年)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
電気 (kWh)	使用量	22,506,130	22,132,108	21,642,210	20,653,792		
	排出量	11,173	11,083	10,603	9,467		
都市ガス (m ³)	使用量	635,798	627,383	597,328	665,736		
	排出量	1,373	1,355	1,290	1,438		
LPG (m ³)	使用量	73,073	73,633	72,596	70,887		
	排出量	478	482	475	464		
重油 (L)	使用量	114,520	83,950	83,050	129,558		
	排出量	310	228	225	351		
軽油 (L)	使用量	19,462	17,753	14,970	10,823		
	排出量	50	46	39	28		
灯油 (L)	使用量	163,790	151,556	121,077	101,630		
	排出量	408	377	301	253		

②自動車

自動車から排出された温室効果ガス排出量は、表 6 のとおり基準年度と比べ減少しています。基準年度と比べ燃料使用量、走行量ともに減少しており、その理由としてはバスの廃車、庁用車の買い替え、公用自転車の活用による効果が考えられます。

表 6 燃料（ガソリン）使用量と庁用車の走行にともなう温室効果ガス排出量等

	平成 28 年度 (基準年)	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
燃料（ガソリン） 使用量	136	145	132	106		
庁用車の走行量 (カーエアコン使用に 伴う排出量を含む)	7	7	7	6		

③ その他

その他は、市が直接的に管理することが困難な項目である廃棄物の焼却と浄化槽の処理によるものが該当します。廃棄物の焼却は、総合クリーンセンターでの廃棄物の焼却によるものです。浄化槽の使用は、公共施設に設置されている浄化槽が対象となります。

廃棄物の処理のうち、廃プラスチックの焼却は、一般廃棄物焼却量に混入されているプラスチック類です。廃プラスチックの焼却量が年々増加していることにともない、温室効果ガス排出量も増加しています。

表 7 その他の項目の温室効果ガス排出量

		温室効果ガス排出量(二酸化炭素換算[t-CO ₂])					
		平成 28 年度 (基準年)	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
廃棄物の 焼却	廃プラスチック の焼却	18,242	23,139	26,075	36,029		
	准連続燃焼 式	670	664	660	673		
浄化槽の処理		154	152	150	146		

3-3 温室効果ガスの削減方針

市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減を推進するため、第四次入間市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、様々な削減対策を進めてきました。今後も同計画に基づいた取組をさらに進めていきます。

(1) 省エネルギー

エネルギーを使用する設備（照明器具、OA機器、空調設備、その他の電気使用）については、適正な運用、運転により省エネルギーに努めることにより、今後は電気使用量等を削減していきます。

(2) 省資源

水の使用、庁用車の運転、紙類の使用にあたっては、環境に配慮し、省資源に努めるように職員に意識啓発を行い、温室効果ガス排出量削減の取組を推進していきます。

(3) 廃棄物の減量及びリサイクル

ごみの減量（リデュース）、再使用、再利用（リユース）、再資源化（リサイクル）に取り組み、廃棄物の減量に努めます。また、昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、プラスチックの廃棄量が増えました。今後は、入間市一般廃棄物処理基本計画に基づきごみ減量やプラスチック類の分別について一層力を入れていきます。

(4) グリーン購入

物品を購入または使用する場合は環境に配慮して物品を選定するように、庁内に呼びかけを行い、グリーン購入を行うように推進していきます。

(5) 施設管理

施設管理を行う場合にも環境に配慮した取組として、省エネルギー設備の導入を推進していきます。

(6) 入間市発注の公共工事、業務委託等に関する配慮

事務事業を業務委託等により実施する場合は、環境に配慮して業務を行うように仕様書等に必要事項を明記する。

第4章 環境マネジメントシステムの進捗状況

4-1 環境マネジメントシステムの目標（PLAN）

4-2 取組（DO）

4-3 内部環境監査（CHECK&ACTION）

第4章 環境マネジメントシステムの進捗状況

環境マネジメントシステムは、入間市の事務事業における環境負荷の低減と環境保全への積極的な貢献を行う仕組みを確立し、運用することを目的として導入しています。「第四次入間市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の運用については環境マネジメントシステムをツールとして、具体的な取り組みを進めています。

4-1 環境マネジメントシステムの目標（PLAN）

環境方針を実現していくために必要な、目標及び取組計画を設定し取り組みます。

環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画を考慮し、EMS事務局が特定した全庁に係る環境に影響を与える要因のうち重要な事項について、環境経済部長が全庁的な目標を設定します。

【令和2年度の入間市の目標】

入間市環境方針 基本方針5に基づき、職員の環境に対する意識の向上と環境方針に沿った活動が継続的に進められるよう、環境研修を行う。

【各課の目標】

環境マネジメントシステム職場研修の実施

【各課の取組】

EMS事務局から配信された資料等を活用し、職場研修を行う

各課の目標と取組計画は、通常は各課で設定しますが、令和2年度は新型コロナウイルスの影響等により、全庁的に統一した目標と取組を設定しました。

4-2 取組（DO）

（1）各課の取組

各課ではEMS事務局から配信された資料等を活用し、EMSリーダーを中心に職場研修を行いました。オリジナルの資料の追加や、確認テストのフォローなど各課で工夫して取り組みました。

（2）職員研修

環境に関する知識の向上を目的に、職員研修を実施しました。

実施日 令和2年10月14日、15日

参加者数 65名（各課の代表者1名）

新型コロナウイルス感染症対策として、時間の短縮、少人数化を行いました。また、研修を補完するため、EMS事務局で作成した資料を5回配信しました。

4－3内部環境監査（CHECK&ACTION）

システムが計画どおり適切に実施されているかを評価するとともに、システムの継続的な改善を図るため、年1回内部環境監査を実施します。

令和2年度は、19課（所）の監査を実施しました。

監査の結果、優良事項と評価した内容19件、改善提案3件が挙げられ、指摘事項はありませんでした。優良事項については、職場研修の実施方法、課の状況に応じた資料の作成、確認テスト実施後のフィードバックなどを行い、各所属の推進リーダーの積極的な取組が見られました。今後、優良事項は水平展開し、全体のレベルアップを図っていきます。

第5章 資料

5－1 入間市環境基本条例

5－2 用語解説

第5章 資料

5-1 入間市環境基本条例

平成 10 年 9 月 30 日条例第 31 号

私たちのまち入間は、加治丘陵や入間川、広大な茶畑などの豊かな自然に恵まれ、人々は、その環境を享受して生活を営み、産業をおこし、文化をはぐくみ、暮らしやすいまちを築いてきた。

しかしながら、日常生活や事業活動などに伴う環境への負荷の増大が、地球規模という空間的な広がりや将来の世代にもわたる時間的な広がりを持つ問題となっている。

もとより、私たちは、健康で文化的な生活を営む上で必要とされる環境の恵沢を享受する権利を有するとともに、その環境を将来の世代に引き継ぐ責務を有している。

私たちは、私たちを取り巻く環境が自然の生態系の均衡の下に成り立つ有限なものであることを深く認識し、健全で恵み豊かな環境を継承していくとともに、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる循環型社会を構築していかなければならない。

このためには、環境の保全及び創造に関する基本的な方向を定め、市、市民及び事業者が共通の認識に立って、それぞれの立場から具体的な取組を行うことが必要である。

私たちは、共に力を合わせて環境の保全及び創造を推進し、人と環境が共生するまちをつくるため、ここに、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推

進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が安全で健康かつ快適な環境を享受するとともに、良好な環境が将来にわたって引き継がれていくように推進されなければならない。

2 環境の保全及び創造は、すべての者が環境への負荷を低減することその他の環境の保全及び創造に関する行動を継続的に行うことによって、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会が構築されるように推進されなければならない。

3 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、日常生活及び事業活動において、地球の環境にも配慮した自発的な取組により推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、基本理念にのっとり、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境への配慮に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努め、環境の保全及び創造に自ら取り組むとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に伴う環境への負荷の低減、環境汚染の防止その他の環境の保全及び創造に自ら取り組むとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(基本的施策)

第7条 市は、基本理念の実現を図るため、公害の防止、自然環境の保全等に係る施策を継続し、その充実に努めるとともに、次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) うるおいとやすらぎのある都市環境の創造に関すること。

(2) 資源の循環利用、廃棄物の発生抑制、エネルギーの有効利用等に関すること。

(3) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に関すること。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、市民及び事業者の自発的な活動を促進するため、適切な市民参加の方策を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、すべての者が人と環境とのかかわりについての理解及び認識を深めるため、環境学習の推進に努めるものとする。

(環境基本計画の策定)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環

境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する目標及び施策の大綱

(2) その他環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、あらかじめ市民、事業者及びこれらの者の組織する民間の団体（以下「市民等」という。）の意見を反映するために必要な措置を講ずるとともに、入間市環境審議会（以下「環境審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(総合的調整)

第9条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を実効的かつ体系的に推進するため、環境の保全及び創造に関する市の主要な施策又は方針の立案に際し、総合的な調整を行うものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための規制)

第10条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

第11条 市は、市民等の環境の保全及び創造に関する自発的な活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第12条 市は、前条の活動を促進するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(環境学習の充実)

第 13 条 市は、市民等が環境への意識を高め、環境に配慮した取組が推進されるように、学校、地域、職場、家庭等の場を通じて、環境学習の充実に努めるものとする。

(環境の保全及び創造に資する助成)

第 14 条 市は、市民等が行う環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造に資する取組について、特に必要があると認めるときは、適正な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第 15 条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、エネルギー等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(報告書の作成等)

第 16 条 市長は、環境基本計画の適正な進行管理を図るため、市の環境の現状、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等について報告書を毎年度作成し、及び公表しなければならない。

(市民等の意見)

第 17 条 市民等は、前条の報告書が公表された日から市長が定める日までに、当該報告書について市長に意見書を提出することができる。

(環境審議会の意見)

第 18 条 市長は、前条の市長が定める日後、速やかに第 16 条の報告書について環境審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、前項の規定により環境審議会の意見を聴くときは、前条の規定により提出された意見書を環境審議会に提出するものとする。

5-2 用語解説

アイドリングストップ

自動車から排出される大気汚染物質などを減らすため、駐車や停車、信号待ちの際、エンジンを切ること。

アプリ

アプリケーション・ソフトウェアの略。スマートフォン等の OS(基本ソフト)上にインストールして利用するソフトウェア。

生け垣設置奨励補助制度

家庭緑化の推進と災害に強いまちづくりに役立たせるために、生け垣を設置する家庭に奨励補助金を支給する制度。

一酸化窒素(NO)

物が高温で燃焼するときに、空気の約 80%を占める窒素(N₂)が酸化されてできるガス。

発生源としては自動車、ボイラー、焼却炉等多岐にわたる。燃焼直後は一酸化窒素が多くを占めるが、徐々に酸化されて二酸化窒素に変わる。

一般廃棄物処理基本計画

ごみの排出抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでのごみの適正な処理を推進するために必要な基本的事項を定める計画。

入間市環境まちづくり会議

市民、事業者、民間団体及び市が互いに協力し合いながら、入間市環境基本計画を具体的に進めることで、身近な自然や環境を大切にする心を育み、環境にやさしいまち「入間市」を築いていくことを目的とした団体。

入間市総合計画

市全体のまちづくりの方向性を示すもので、市民に密接に関わる各種施策や事業を実施する際の指針。本市では、平成 29 年度を初年度とした第 6 次入間市総合計画を策定し、その期間は令和 8 年度まで。10 年間の基本構想、前期・後期 5 年間ずつの基本計画、3 か年計画をローリングにより毎年度策定する実施計画の 3 つから成り立つ。

雨水浸透ます

河川氾濫・地盤沈下の防止や地下水の保全などのために、側面や底に穴をあけ、雨水を地中に浸透しやすくする工夫を施した設備。

雨水利用タンク

雨水の利用を図るための施設。雨水を貯めておいて散水やトイレの水に利用する。

エコスクール入間

学校版の環境マネジメントシステム。各小・中学校が、児童生徒や地域の実態に応じて、それぞれ工夫を凝らした環境保全・温暖化防止等の取組みを行う。

エコファーマー

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づいて、環境に調和した農業に取り組もうとする計画について、知事の認定を受けた農家。持続性の高い農業生産方式とは、土づくり、化学肥料低減技術、化学農薬低減技術の三つの技術を一体的に取り組む農業生産方式。

エコライフ DAY チェックシート

埼玉県で行っている活動の一つで、家庭からの二酸化炭素排出量を削減するため、省エネ・省資源など環境に配慮した生活を、1日実践し、地球温暖化防止のためのライフスタイルの定着に向けたきっかけづくりを行うチェックシート。

エシカル消費

その商品を購入することで環境や社会問題の解決に貢献できる商品を購入し、そうでない商品は購入しないという消費活動を指す。

SDGs（持続可能な開発目標）

2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っている。

SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいる。

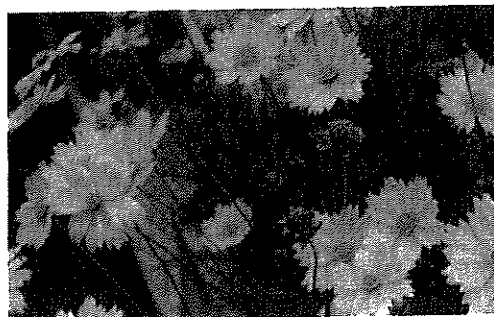
援農ボランティア

市民を対象としたボランティアで、農業を体験したい住民と農家との交流を促す仕組み。

オオキンケイギク

原産地は北アメリカ（ミシガン～フロリダ、ニューメキシコ）。キク科の多年生草本で、高さは0.3

～0.7m程度である。温帯に分布する。路傍、河川敷、線路際、海岸などに生育する。開花期は5～7月。頭状花。虫媒花。瘦果をつける。



（環境省提供）

温室効果ガス

太陽から注がれる放射エネルギーのほとんどを通過させる一方で、地表面から生じる赤外線放射熱を吸収して、地表の温度を上昇させるガスのこと。主なものは二酸化炭素、メタン、フロン類などで、地球温暖化の原因とされる。

合併処理浄化槽

し尿のほか、台所、風呂、洗濯などの生活排水をあわせて処理する施設。し尿だけを処理する単独処理浄化槽と比べて、河川の水質に与える影響が小さい。

環境アドバイザー

市民の環境学習を支援し、地域に密着した環境活動を広げていけるリーダー。

環境基準

人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に

施策を実施していくのかという目標を定めたもの。環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標となる。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていこうとするもの。また、汚染が現在進行していない地域については、少なくとも現状より悪化することとならないように環境基準を設定し、これを維持していくことが望ましいものとなる。

また、環境基準は、現に得られる限りの科学的知見を基礎として定められているものであり、常に新しい科学的知見の収集に努め、適切な科学的判断が加えられていかなければならないもの。

環境基本法

国の環境政策の新たな枠組みを示す基本的な法律。平成5年11月に公布。

環境共生型公共施設

省エネ型施設、新エネルギー利用施設の整備や緑化など環境に配慮して整備された公共施設。

環境の保全及び創造

主に「保全」は環境を保護、保存することを意味し、「創造」はもとより積極的に良好な環境を創り出すこととしている。

環境への負荷

人の活動により環境に加えられる影響であり、環境を保全する上で支障となるおそれのあるもの。

環境マネジメントシステム（EMS）

組織が、環境に与える影響を継続的に改善していくための、組織経営のしくみ。Environmental Management System の頭文字を用い EMS と略す。本市では、事務事業における環境負荷の低減と環境保全への積極的な貢献を行う仕組みを確立し、運用することを目的として導入している。

環境マネジメントシステム（EMS）推進会議

市の環境に関する施策の推進や計画の進捗管理について、総合的な調整や点検を行う組織。

気候変動適応計画（国）

気候変動適応法に基づき策定された計画。平成30年11月27日に閣議決定。

COOL CHOICE運動

パリ協定を踏まえ、国では2030年度に温室効果ガスの排出を2013年度比で26%削減する目標を掲げている。この目標達成のために、家庭・業務部門においては約4割という大幅削減が必要であり、政府は、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE」を推進している。

旧石川組製糸西洋館

石川組製糸の創始者石川幾太郎（いしかわいくたろう）により、大正10年（1921年）に迎賓館として上棟された洋風木造建築である。建物外観

は、レンガ調の化粧タイル貼で、屋根窓を設けた変化のある屋根に特色がある。内部は、宮大工の手による繊細な装飾が随所に見られ、特注の調度品が置かれている。当時の入間市の繊維業と石川組製糸の繁栄を知ることができる歴史的遺産。

旧黒須銀行

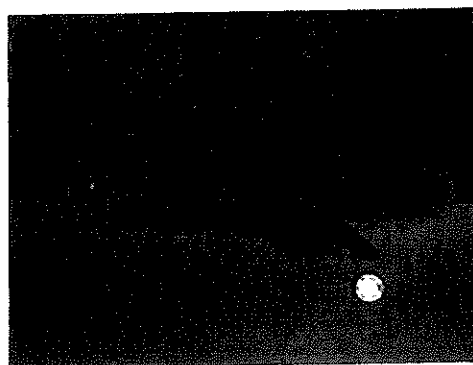
国道 299 号線、鍵山歩道橋のわきに建っている建物。明治 42 年（1909）4 月に黒須銀行として建築された。土蔵造り二階建、寄棟瓦葺、総床面積 236.02 平方メートルで、大正 11 年武州銀行と合併後、昭和 18 年に埼玉銀行豊岡支店となり、昭和 35 年まで営業されていた。黒須銀行時代、渋沢栄一（しぶさわえいいち）から道徳銀行の名を与えられ、道徳を基本とする経営を目ざしたもので、入間市金融史を知るうえでも歴史的価値が高い建造物。

グリーンコンシューマー

環境を考えて行動する、主体的な消費者のこと。直訳すると「緑の消費者」だが、「緑」は「環境にやさしい」ことを意味していることから、「環境を大切にする消費者」となる。

クリハラリス（タイワンリス）

アジア全域（中国からマレー半島）にかけて広く分布タイワンリスは台湾固有亜種。頭胴長 20～22cm、尾長 17～20cm、体重が 360g 程度で背面は黒と黄土色の霜降り模様。農作物や林木（樹皮剥ぎ）などの農林業被害が報告されている。



（環境省提供）

光化学オキシダント

工場や自動車の排気ガスなどに含まれる窒素酸化物や炭化水素が、太陽の紫外線で光化学反応を起こし発生する有害な酸化性物質。

コクチバス

全長 30～50 cm。オオクチバスに似るが、口は小さくて上あごの後端が眼の中央下まで達していない（オオクチバスでは上あごの後端が眼の後端の直下よりも後方に達する）。

湖沼や河川の中下流域に生息し、低水温に対する耐性が強く、流水域にも適応できる。

北米での報告によると、雌 1 匹当たりの抱卵数は 5,000～14,000 個であり、体サイズの大きな雌ほど多くの卵を産む。



（環境省提供）

固定価格買取制度（FIT）

再生可能エネルギー源（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を用いて発電された電気を、国が定める一定価格で、一定期間、電気事業者が買い取ることを義務付けている。

特に住宅用太陽光発電の余剰電力は、固定価格での買取期間が 10 年間と定められていることから、2009 年 11 月に開始した余剰電力買取制度の適用を受けた方については、2019 年 11 月以降、10 年間の買取期間を順次満了していくことになる。

買取期間の満了後も契約が自動継続の場合は、新しい単価で継続して買取が行わる。一方で、契約が自動継続でない場合は、いずれかの小売電気事業者へ申込みのうえ、買取契約を結ばない限り、買取者が不在となるため、余剰電力は一般送配電事業者が無償で引き受けることになる。

このため、引き続き余った電気の売電を希望する場合は、買取期間の満了までに、事業者への手続きが必要。

再生可能エネルギー

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（エネルギー供給構造高度化法）において、「再生可能エネルギー源」は、「太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものとして政令で定めるもの」と定義されている。また、政令において、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマスが定められている。

さいたま緑の森博物館

狭山湖の北岸、狭山丘陵の一角（宮寺地区＜約 65ha＞、所沢市糎谷、堀之内地区＜20.5ha＞）に位置する博物館。狭山丘陵の雑木林や湿地など自然そのものを野外展示物とした野外博物館（フィールドミュージアム）で、自然散策路を散歩しながら自然とふれあい、観察することができる。

彩の国エコぐるめ協力店

食べ残しなどの食品ロスの削減に取り組んでいる飲食店等。小盛り・ハーフサイズの設定などを行っている。

里山

原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域。

産業廃棄物

主として工場・事業所から発生する廃棄物。燃えがら、汚泥、廃プラスチック、建設廃材など。

山林ボランティア

市が取得した山林などで、市民の自主的な参加により下草刈り、間伐などの山林管理を行う活動。

CO2 削減／ライトダウンキャンペーン

環境省で、2003 年から 16 年間にわたり、地球温暖化対策のため、ライトアップ施設や家庭の照明を消していただくよう呼び掛ける「CO2 削減／ライトダウンキャンペーン」を実施。6 月 21 日か

ら7月7日までを啓発期間とし、6月21日（夏至の日）と7月7日（クールアース・デー）両日の夜8時から10時までの2時間を特別実施日として設定し、全国のライトアップ施設や各家庭の照明の一斉消灯を呼び掛け、参加施設数と削減消費電力量を集計。

国民の日常生活の中で地球温暖化対策を実践する契機とするという目的は定着してきており、また、近年のLED照明の普及状況を鑑み、環境省による呼び掛けは終了。

持続可能な開発のための2030アジェンダ

2015年の9月25日から27日、ニューヨーク国連本部において、「国連持続可能な開発サミット」が開催され、150を超える加盟国首脳の参加のもと、その成果文書として、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されている。

市民の森

面積が概ね5,000㎡以上の保護樹林のうち、市民の自然との触れ合いの場を提供するとともに、緑を大切にすることを高揚することを目的として設置された樹林。

市民緑地

土地所有者や人工地盤・建築物等の所有者と地方公共団体又は緑地保全・緑化推進法人が契約を締結し、地域住民に公開される緑地や緑化施設。

（市民緑地契約制度）

NPO法人等の民間団体が市町村長の認定を受けて、民有地に設置・管理する地域住民が利用できる緑地や緑化施設。（市民緑地認定制度）

斜面林

斜面上に成立している樹林。

循環型社会

資源循環型社会とも言い、大量生産・大量消費・大量廃棄型社会などと対比して使われている。太陽光や風力などの再生可能エネルギーの使用や、水や鉱物資源、石油資源などの何度も社会の内部を循環する環境への負荷の少ない社会のこと。

新エネルギー

太陽光、風力、地熱、潮力など自然現象から得られるエネルギー。

浸透トレンチ管

雨水の浸透を図るための施設で、雨水を地下に浸透しやすくする細長い管や溝。

3R

Reduce（リデュース：ごみそのものを減らす）、Reuse（リユース：何回も繰り返し使う）、Recycle（リサイクル：分別して再び資源として活用する）の3つの取組。

生産緑地

都市における貴重な緑地の適切な保全を図るため、三大都市圏の特定市の市街化区域内農地において、生産緑地法に基づき指定される農地。

生態系

植物や動物などの生物とそれを取りまく気象や地形などの環境の相互作用によってつくられる仕

組み。生物同士は食べる、食べられるという食物連鎖の関係にあり、お互いに密接に関わり合っている。このような生態系は、市内の身近な丘陵や河川、市街地などでも、それぞれの場所に応じて成立している。

生物多様性

生物の豊かさを表す言葉。遺伝子レベル、種レベル、生態系レベルの3つの段階がある。

生分解マルチシート

農業用資材のマルチシートを土壌中の微生物によって分解される生分解性素材としているもの。

廃棄にかかる労力と経費の削減に有効な資材として注目を集めている。

瀬切れ

河川の水量が少なくなり、流れが途切れる状態。

多自然川づくり

自然を積極的に再生しながら水辺の環境づくりを進める考え方を基調とした河川整備。自然素材（石材、木材、植物）などを使い、変化に富んだ多様な環境を創出すること。

地球温暖化

大気中に含まれる二酸化炭素などの温室効果ガスには、海や陸などの地球の表面から地球の外に向かう熱を大気に蓄積し、再び地球の表面に戻す性質（温室効果）がある。18世紀半ばの産業革命の開始以降、人間活動による化石燃料の使用や森林の減少などにより、大気中の温室効果ガスの濃

度は急激に増加。この急激に増加した温室効果ガスにより、大気の温室効果が強まったことが、地球温暖化の原因と考えられている。

地産地消

地域で生産された農林水産物を地域で消費しようとする取組。

窒素酸化物（NO_x）

一酸化窒素（NO）や二酸化窒素（NO₂）などの総称です。主な発生源は自動車や工場からの排出ガスです。呼吸器に対する有害性が知られているほか、光化学オキシダントの発生源のひとつ。

ていーろーど・ていーワゴン

「ていーろーど」の名前の由来は東西の文化の架け橋となったシルクロードからヒントを得たもので、茶畑のみどりが広がる市内を結ぶことにより、豊かな市民生活と市民文化を育てていくことを願ったもの。

ていーろーどの運行経路等の見直しにより、平成30年1月30日から、新しい運行経路となり、運行本数が増えた。また、東金子地区、金子地区、宮寺・二本木地区にワゴン車タイプの「ていーワゴン」を導入した。愛称は、スマイル号（東金子コース）、ラッキー号（金子コース）、ハッピー号（宮寺・二本木コース）で、市内の小学生の応募により決定。

適応策

既に起こりつつある気候変動の影響への防止・軽減のための備えと、新しい気候条件の利用を行うこと。

特別緑地保全地区

都市計画法における地域地区の一つで、都市緑地法に基づき、無秩序な市街化の防止、公害又は災害の防止、動植物の生育地等となる緑地の保全を目的として指定される緑地。

都市公園

都市計画区域内に設けられる公園。大規模公園のほか、都市林、都市緑地、緑道などの種類がある。

生ごみ処理容器・生ごみ処理機

バケツ式の密閉型の容器などを使い、容器内で生ごみを分解し、減容するもの。

二酸化窒素（NO₂）

物が高温で燃焼するときに、空気の約 80%を占める窒素（N₂）が酸化されてできるガス。

発生源としては自動車、ボイラー、焼却炉等多岐にわたります。大気中には一酸化窒素（NO）と二酸化窒素（NO₂）の形で存在し、燃焼直後は一酸化窒素が多くを占めるが、徐々に酸化されて二酸化窒素に変わる。このため、環境基準は二酸化窒素についてのみ定められている。高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨及び光化学オキシダントの原因の一つとされている。

農地中間管理事業

農用地の利用の効率化及び高度化を促進するため、農地中間管理機構が、農用地等について中間管理権を取得し当該農用地の貸付けなどを行うことにより、担い手の農業経営規模の拡大、農用地の集約化、新たに農業経営を営もうとする者の参入を

支援するもの。

パリ協定

第 21 回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）が開催されたパリにて、2015年12月12日に採択された、気候変動抑制に関する多国間の国際的な協定。

BOD

（Biochemical Oxygen Demand

＝生物化学的酸素要求量）

生活環境項目の 1 つであり、微生物が水中の有機物（主に生活排水等の汚れ）を分解したときに消費する酸素量のことで河川の水質汚濁の指標の 1 つになっている。数値が大きいほど汚濁の程度が高いことを示す。

フードドライブ

家庭で余っている食品の寄付を募り、フードバンクなどを通して地域の福祉団体や施設、生活困窮者などに提供する活動。

フードバンク

『食品銀行』を意味する社会福祉活動です。包装の破損や印字ミス、賞味期限に近づいた等といった理由から、品質には問題がないにも関わらず廃棄されてしまう食品・食材を、企業や個人から引き取り、必要としている福祉施設・団体等や生活困窮者へ無償で提供する活動。（出典：NPO フードバンク埼玉ホームページ）

フェアトレード

国際的な貧困対策、環境保護を目的としアジア、アフリカ、中南米などの発展途上国から先進国への輸出において、原料や製品を適正な価格で継続的に購入することを通じ、立場の弱い途上国の生産者や労働者の生活改善と自立を目指す運動。

浮遊粒子状物質

大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 マイクロメートル以下のものの総称であり、粒径が 2.5 マイクロメートル以下の微小粒子状物質 (PM2.5) については、平成 21 年 9 月に環境基準が新たに設定された。PM2.5 については肺の奥深くまで入りやすく健康への影響も大きいと考えられている。

平地林

平野部に成立している樹林。

保護樹林

比較的大きな樹林を保全するため、所有者又は管理者の同意を得て保護樹林として市が指定する手法。

マイクロプラスチック

環境中に存在する微小なプラスチック粒子。大きさが 5 ミリ以下の微細なプラスチックごみのことで、化学物質を含有・吸着しているため、これが食物連鎖に取り込まれて、生態系に及ぼす影響が懸念されている。

マイクロプラスチックは、大きく分けて「マイクロサイズで製造されたプラスチック」と「大きなサ

イズで製造されたプラスチックが、自然環境の中で破碎・細分化されてマイクロサイズになったもの」の 2 種類があります。

緑のカーテン

ゴーヤやアサガオなどのつる性植物を、建物の外にカーテン状に設けたネットにはわせたもの。夏の日射を遮断して室温の上昇を抑制することで、省エネルギー効果などが期待できる。

有害鳥獣

農林水産業などに被害を与える、または被害を与える恐れのある野生鳥獣を指す。野生鳥獣は、原則捕獲が禁止され、有害鳥獣の捕獲には「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく許可が必要となる。

有機農産物

生産から消費までの過程を通じて化学肥料・農薬等の合成化学物質や生物薬剤、放射性物質、(遺伝子組換え種子及び生産物等) をまったく使用せず、その地域の資源をできるだけ活用し、自然が本来有する生産力を尊重した方法で生産されたもの。

緑被率

上空から地表面を見下ろしたとき、地域全体に占める植物に覆われている部分 (緑被地) の割合のこと。

令和 3 年 度 版

いるましの環境
第三次入間市環境基本計画環境報告書

～人と環境が共生するまちをめざして～

令和 3 年 9 月

発行：埼玉県入間市

編集：環境経済部環境課

〒358-8511 入間市豊岡 1 丁目 1 6 番 1 号

TEL：04-2964-1111（代）

FAX：04-2965-0232（代）

E-mail：ir241000@city.iruma.lg.jp

<http://www.city.iruma.saitama.jp/>

